

平成31年度第2回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和元年10月8日（火）午後2時から午後4時30分まで
開催場所	市役所本庁舎2階 災害対策室3
出席者	三浦会長、小口委員、石田委員、金子委員、 徳本委員、市川委員、中川委員
欠席者	宮本副会長、手塚委員
事務局	市民活動支援課 岡田課長、紫尾主事
傍聴者	1名
議題	(1)総合的評価における担当課ヒアリングについて (2)平成30年度市民参加の実施状況調査に対する総合的評価について
資料	【資料1】市民参加推進会議におけるヒアリング対象事業に対する質問内容 【資料2】評価シートまとめ（事業NO.1～NO.7） 【資料3】評価シート付表まとめ（事業NO.1～NO.3）

（会議趣旨）

- 終了3事業について、担当課ヒアリングを行った。
- 平成30年度に実施した市民参加対象事業継続事業3事業に対する総合的評価を行った。

（会議内容）

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

（1）総合的評価における担当課ヒアリングについて

○d委員 1番の総合評価における担当課ヒアリングについて行いたいと思います。先ほど申し上げましたけれども、対象事業は三つございます。

1番は、自殺対策計画。2番が水道料金。それから、3番は商業施設となっております。担当課から質問事項のご回答いただいておりますので、その回答について、ご説明をいただきまして、残り10分で質問等ということで、全体で20分で収めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 その前に報告がありまして。健康課の質問⑤番。

会議の事前周知は、ホームページ、情報公開コーナー、図書館で行うことを知っていたかという点で、回答では、会議公開については、ホームページ、情報公開コーナーで実施している。図書館については、公開スペースがなくなっていた、公開指針に記載がなかったことから実施していないということ。これは、どういうことか確認を行いました。

原因が二つあり、まず、図書館に事前周知の専用のスペースがないということ。それから、白井市審議会等の会議の公開に関する指針というものがあって、これは、会議開催に当たっての取り決めのようなものが書かれているもので総務のほうで出しているものです。この項目の中で、会議録の公開について記載があり、その中では、会議録の公開について

は、ホームページ、情報公開コーナー、図書館と記載がされているが、会議公開の事前周知のお知らせの公開については、ホームページと情報公開コーナーのみの記載となっていて、図書館の記載がありません。この部分の改正を行っていないため、会議公開に関する指針を見て、事務手続をしていくと、どうしても漏れてしまう部分がありました。これは、市民活動支援課の周知不足と調整不足になります。

それで、これまで図書館で周知していた部署は、どこで周知をしていたのかと確認したところ、白井市からのお知らせという掲示板。ここに張り出されているいろいろなチラシに混ぜて貼りだしていた。図書館側としては、事前周知を張り出す場所ではないという認識だが、市民活動支援課としても、これまでここに張り出すものと認識をしておりました。

この状況を改善するために、前回会議でもお知らせをしたが、図書館に専用のスペースを設けているため、活用していくことと、会議公開の指針についても、総務課と協議を済ませて、指針の改正を行うことが決まっているため、図書館での周知というのは、これからは徹底されていくようになります。

○d委員 ありがとうございます。基準のほうは条例に基づいた逐条解説に沿った形でやっているが、多分、それにまだ載っていない部分があつてのずれだと思う。それは、お互いまた共通認識を持って進めていくということです。

1. 健康課 自殺対策計画について

○d委員 各委員からの質問でございます。それぞれ個人の意見ですので、それだけ念のため申し上げます。

○f委員 3番、自殺対策の白井市の重点というのが、高齢者と、それから生活困窮者についての自殺を防いでいかないといけないということが大命題としてあるのですけれども、それに対して、1番にあるような審議会の構成メンバーを見ると、医療、保健関係のメンバーの方が過半数なのです。そうすると、精神障害とか、そういった内面的なもので自殺になる方だったら、それでいいかと思うのですけれども、高齢者、お年寄りと生活困窮者であれば、審議会の委員さんとしたら、高齢者福祉について詳しい方とか、民政委員さんとか、ケースワーカーさんとか、そういう人が入ってこないといけないなと思ったのですけれども、そうならないので質問させていただきました。

つまり、事業の目的と審議会の委員さんの構成がミスマッチということです。

○健康課 括弧書きの部分のところの回答につきましては、後段にある下部組織の部分、自殺対策ネットワーク会議というものも設置しまして、そちらのほうで委員としては、自殺に関連するような団体さんですとか、そういった方たちが入るような形で今、実施をしております。例えば、構成メンバーを読みますと、こちらで後援をいただいている千葉いのちの電話ですとか、それから社会福祉協議会、地域包括支援センターとか、くらしのサポートセンターとか。そういった部分の皆さんに協力をいただきながら対応をするような形でやっておりますので、ご理解いただければと思います。

○f委員 この自殺対策ネットワーク会議が設置されたのは、いつなのでしょう。

○健康課 今年度になってからというような状況で。

○f委員 この審議会の議事録を拝見したら、自殺対策ネットワークからの意見を受けて云々ということがないので、会議録を見たら、平成31年の設置ということでした。我々がこ

こで見させていただいているのが、平成31年の3月末まで、つまりこの計画が作成されたときまでに、審議会でどういう議論がされただろうかということです。しかし、今のご説明というのは、それが終わってしまってから後のことです。

○e委員 よくわからないのだけれども、自殺対策を健康課でやりなさいというのは、市長が決めたの。それとも、庁議で決まったの。何で健康課がやると決まったのか。

○健康課 自分も過去の部分はわからないのですが、心の健康の部分がありますので、健康課のほうでやっているというのが流れではないかなと。

○e委員 健康課の健康づくり推進会議は、私もやってきたから、よくわかっているが、自殺の話は一つもない。各種健診、健康教育、健康相談、訪問指導、機能訓練、そういったことを話し合いをする。普通、自殺の話というと福祉ではない。なぜ健康課でやりなさいと決めたのかわからない。例えば、市長命令で、この自殺の話は健康課でやりなさいというなら、担当だったらちょっと違うのではないですかと言うべきはないか。

○健康課 実際に、この部分というのは議論されておりまして、社会福祉部門でやるのか、それとも健康部門のほうでこの計画を持つのかというような形で議論を実際に行っております。その中で、最終段階として、心の健康の部分、この部分に重点を置いて、自殺対策を実施するという形で、健康部門で実施するような形で決定したというような状況、経緯がございます。

まるきりそこを議論しないで決めたわけではなくて、検討の中で、最終的にそういう形になっているという事実があるので、それだけはお伝えさせていただきます。

○e委員 一般的には、民生委員などを担当する福祉で行うべきでは。

○g委員 この審議会のメンバー見ますと、本来的には、健康づくりの方々ですね。その中で、この自殺問題を専門的な人を見ますと、臨床心理、精神福祉士ですか。これ以外の方は、余り一般的な健康増進と、そういうような視点の方々ではないかと思うのです。

それで、この自殺問題というのは、心理的なものというか、個人的な悩みとかというものもありますけれども、それ以外に、社会的な構造とか、学校でのいじめもそうですけれども、親の家庭内の事情ですとか育てられ方とか、そういうその他の面、精神的な面、それから社会構造的な問題、社会環境の問題、こういうものが本来的に言われるべきだと思うのですけれども、このメンバー見ますと、いわば片手間にやっているように感じてならないのです。

二つ質問させていただきたいのですけれども、白井市でやるということは、白井市特有の問題があると思うのですけれども、これが一つ。

二つ目は、お答えになっていらっしゃる中で、自殺対策に関連する意識調査については、自殺対策に関する単独での調査は、自殺を助長することになりかねない。これはどういう意味なのでしょう。

○健康課 白井市特有の部分というお話で、まず、白井市で自殺のプロファイルというのが、先ほどの文書の中に入っているかと思うのですが、国のほうでいろいろな統計の中から、市町村ごとにどういったところに問題があって、どういった状況に、市町村ごとに自殺に関する状況があるかというのを、いろいろな調査をしたものが公表されております。

その中で見ますと、白井市については、やはり高齢者の方と、それから生活困窮者。それから、就労されている方等でも、若干そういった部分があるという形の特徴が出されてお

ます。そういったところで、先ほど来、お話があるように、高齢者の部分と生活困窮者の部分というの、しっかりと対応していかなければいけないという認識をしております。

2点目の部分、国のほうからも話が出ている部分ではあるのですが、自殺対策のアンケート、こちらを単体でどんと自殺という言葉を使って実施をするような状況になってしまいますと、揺れ動いているような人が、自殺という言葉に引かれてそちらの方向に動いてしまう可能性が高い。そういった中で、無記名でアンケート調査を実施した場合に、それがわかっていても対応がとれない。そういったことをできるだけ防ぐような形で対応したほうがいだろうというような意見が出されておまして、市としましても、そこについては賛同をさせていただいて、そうなったときに、どうにもわかっているのに対応できないというのは、さすがによくないという部分で、皆さんおっしゃられるとおり、本来であれば、計画を策定する段階で意識調査を実施して、それをベースにして、プロフィールとあわせて対応するというのを考えていたのですけれども、そういった部分を考慮したときに、どうしてもそこは避けたほうがいだろうということで、その他の3計画とあわせたアンケート調査と一緒に実施をさせていただくような形で検討させていただいているところでございます。

○g委員 でも、それは、意識調査というのは、最も基本的な問題ではないですか。そのやり方は、ダイレクトで個人に聞くのではなくて、もっとほかのやり方があると思うのです。この前のところ、書いてあるところを見ますと、その一部として、本計画の意識調査をあわせて行うことにしていますということなのですから、この意識調査と、今お答えになられた意識調査とは違うのでしょうか。

○健康課 同じものです。

○g委員 この最も基本的な情報なくして、どうやって。

○健康課 自殺対策のプロファイルの部分で、さまざまな統計が入っておりまして、あともう一つは、例えば、数値目標、設定する部分については、実はこの自殺対策計画については、アンケート調査を実施後に設置をするような形で、今年度中にそのアンケート調査をもとにして、再度検討させていただくような形で準備を進めているところです。

○a委員 自殺対策ネットワーク会議の問題が、意識調査を前提にしないで、計画だけ先行させたこととか、その主な理由というのがよくわからない。自殺対策ということでやるのだとしたら、何で単独の審議会なり、検討する会議を設置しなかったのか。ここもメンバー的には多少無理があるかなど。実際、会議を見ても、諮問があつて、1回審議して、すぐ決定してしまうということで、実質的な審議は、結局、十分できていなかったのではないかという印象があるのですけれども、その辺はどういうふうに担当課というのは認識されていたのか、計画していたのかということをお聞きしたいと思います。

○健康課 実際、先ほどのどこの担当部門で実施をするかということにも絡んでくるのですけれども、この計画につきましては、社会福祉部門で実施をするものではなくて、健康を捉えた形で自殺対策計画を設定させていただいております。そういった中で、白井市の健康部門の計画を全て一つにまとめているのが、この健康プランの計画。

ここの中には、先ほどあったように、健康増進の計画と、食育計画、歯科口腔計画、この三つが合わさって実施をしているものになっております。その中に、新たな計画として自殺対策計画を設けて、その中で実施をしていくというような形で決定をさせていただいておりますので、もともとの計画の策定の審議会であるこの会議で、実施をするような形で進

めさせていただきます。

会議につきましても、事前に、今回も約1カ月前に資料を配付させていただいております。その中で十分に確認をしていただいた中で、できるだけコンパクトに時間の中でさまざまな議論をいただいて対応をするような形で、市としましては、こちらの審議会の中で議論がされていないというような認識はございません。

そういった中で計画を策定させていただいておりますので、基本的には、特に、審議会の中で議論がされないというような問題はなかったものと認識しております。以上です。

○f委員 皆様、同じ質問していると思うのですが、担当、所管から問題なのかもしれませんが、例えば、ほかの問題と自殺対策というのは、性格を異にしていますよね。おっしゃったように、社会福祉課さんと、この問題については連携を組むとかできないのですか。

○健康課 はい。

○f委員 確かに、市役所の中の縦割りはありますけれども、自殺対策のこの計画に関しては、共同所管にして行かないと、多分、おっしゃっているこの重点対策、高齢者と生活困窮者対策ということは、実効性が生まれません。

○健康課 貴重なご意見、ありがとうございます。実際、市としましては、健康課だけ単体で実施をするのではなくて、社会福祉課ですとか高齢者福祉課、そういったところの部門とは、当然、連携をしながら事業を実施するような形、計画策定についても、お互いに意見交換をしながら実施するような形でやっております。ご意見ありがとうございます。

2. 上下水道課 水道料金の改定

○d委員 逐条解説によれば、非対象事業なのにもかかわらず、積極的に、総合評価をしていきたいという点は、非常に私個人としては、評価いたします。

○上下水道課 市の水道事業について、図面を見ながら、概要のほうをご説明させていただいてから、質問事項の概略について、ご説明させていただきたいと思います。

まず、白井市の場合、県営水道区域と市営水道区域と、それから水道の区域になっていない井戸を使われている方ということで、区域になっています。面積でいうと、全体をこの色のついているところの面積が51%ほど、それ以外の白いところが49%ありまして、面積でいうと、区域として水道の恩恵を受けていない面積の方が49%います。

今度、人口比でいいますと、県営水道の区域に入っている方たちは大体56%ほど、市営水道の区域にお住まいの方は31%ほど、井戸で生活をされている区域の中にいらっしゃる方は13%。ただ、実際、水道が使えるかどうかということになると、こういう谷田・清戸というところは、県営水道区域にはなっていますが、県営水道は供給しておりませんので、ここに住んでいる方たちは井戸を使っています。当然のごとく、富士の区域についても、まだ全部入っているわけではないので、1軒1軒、飛んでいるようなうちについては、まだ水道の恩恵を受けていません。あくまでも、区域としての恩恵がどうなっているかが今のパーセントで、29年度のパーセンテージになります。これが30年度になっても、さほど数字は変わってこないという状況です。

そもそも、この紫色に囲まれたところは、昔、千葉ニュータウン区域が縮小される前の千葉ニュータウン区域です。ですから、谷田・清戸ももともと駅ができる計画で、千葉ニュータウン区域になっていましたから、ここは県営水道の区域から外れておりませんが、効率性

が悪いということだと思えるのですが、県営水道さんは供給をしておりません。千葉ニュータウン区域でも、この辺は広くとっているような、25メートル道路といわれる北環状線の一部のところ、もともとこの辺は、トトヤさんとかミニストップとか、そういう今、開発が起きているようなところは、もともと千葉ニュータウン区域でしたから、県営水道の区域になっています。

今度、市営水道区域というのは、この水色の部分のところから市営水道区域として始めさせていただいて、その後、区画整備事業が起きたところを赤くなったところ、その後、また拡張ということでやっている。この場所が、区域的には市営水道と県営水道になってございます。

まず、創設事業として、昭和59年、市営水道は始まってございます。千葉ニュータウン事業ですから、千葉ニュータウン事業としては、その以前から、県営水道としてやられている区域になっていますので、県営水道で昭和54年、56年当時から、ニュータウンの入居が始まって、もうその当時には、県営水道が使えるようになっておりますので、千葉ニュータウンにお住まいの方たちは水道水を飲んでいて、それ以外の方たちは井戸水を飲んでいてというような状況で、遅れること昭和59年に、創設事業として事業認可を取得して、富士地区のほう、それから白井地区のほうということで整備をさせていただいて、先ほど説明したように、区画整理事業が入った段階で、この第1次拡張区域という形で、こちらの市営水道地域に指定がありました。こちらの赤い部分については、配水場ができることによって、今まで市営水道地域の方たちは、若干、水道の水圧が低い区域がございまして、そのための幹線を通っていくような形で、拡張区域という形で新たにまた拡張して、これが全体に白井市の水道の状況になってございます。

今までは、どうしても市営水道区域と県営水道区域との料金格差を埋めるために、昭和59年、創設時代から、市の一般会計から補助金を入らせていただいて、何とか経営をやってきたと。平成18年に1度、料金改定をさせていただきます。13年前に。そのときには、全体で使われる市営水道区域の方というのは、95%ほどの方が一般家庭として使っていらっしゃるって、5%の方が大口事業者ということで、幾つかスーパーだとか商店、大きく水を使われるようなところが、大体それが5%ということで、料金格差がないようにということでやってきたのですけれども、代々、この時期になると、必ず監査委員から監査報告を受けているのですけれども、その監査報告の中では、経営改善しなさい、しなさいと。それはどういうことかという、買っている水より売っている水のほうが費用がかかっているという状況なので、いつも監査委員の方たちから、逆ざやという言い方をされます。

今回の場合は、先ほど事務局から話があったように、私ども、料金改定等については、上下水道審議会というものをお願いしてございますので、そちらに市長のほうから諮問をさせていただいて、3月に回答いただいているというような状況に。まず、市の市営水道の状況がこういう状況だということをご理解いただいて、今回の料金改定に至ったと。

先ほども触れたのですけれども、では、説明会を行わなかったのかといえば、市の方針を決めた後、議会の全員協議会でご説明を議員さん方にさせていただきました。その中でもいろいろ意見が出たのですけれども、市民にどんどん説明していったほうがいいですよという話もあるので、それが、料金改定に向けた答申の中の付帯意見として、まず、三つございまして、読み上げさせていただきますと、大きく変化する社会情勢や水道事

業の経営をよく踏まえた上で、おおむね5年ごとに適正な水道料金の減少及び必要に応じた見直しを行うこと。あくまでも一方的に上げないでくださいというふうに私は理解をしております。水道料金は市民生活に密接に関係していることから、料金改定の趣旨や内容をわかりやすいように市民に周知することという付帯意見もいただいておりますので、9月に議会を上げる前には、市民に、どうして上げなければいけないかという説明をしたいと思っておりますので、7月6日に説明会を開かせていただきましたが、アプローチの仕方を反省しておりますが、多分、皆さん、集まっていたけなかつたということは、一概にアプローチの仕方が悪かつたということで、真摯に反省していますということで、議会の中ではお話しさせていただいています。

3番目として、水道事業の経営において、健全な運営を維持するため、さらなる運営経費の削減と水道料金徴収率の向上に努めることという付帯意見をいただいておりますが、私ども、水道事業の徴収率については99.96%ということで、高い集め方をしています。それについては、一部の意見としては、お叱りを受けたりすることもあるのですが、料金を払わない方については、水道をとめさせていただいております。ただ、弱者、払えない方たちが全て弱者という、そうではないので、当然、とめるまでには、各種いろいろな手続をとって、とめますよという話をして、当然、とめる日には、職員と私ども、料金徴収については委託業者も入れておりますので、その前に何度か払ってくださいというようなお話をしつつ、通知を出しつつ、それでも何カ月もためるような方について、とめるような努力をしておりますので、当然、徴収率も高いという状況になっています。

ちなみに、下水道はとめることができないので、下水道のほうは、県営水道区域も非常に多くて、県営水道だけ払ってればとめないで、下水道料金について払わない方もいらっしゃいますので、98.44%ぐらいですか。そこに徴収率の差があるのは、とめているから。

ただ、中には、水については、生命財産に影響があるものだから、とめるのはいかなものかなという意見は、確かにもらうのですけれども、当然のごとく、私ども、先に水を提供して後払いで料金いただいておりますし、市役所の顔も持っておりますが、企業としての顔も持っておりますので、今回の料金値上げもそうですし、とめざるを得なくてとめている。ただ、とめますよと言えば払ってくれる方もいるし、実際、とめれば、その後から払ってくれる方もいらっしゃいますし、実際、ずっととめっぱなしの人はどういう方たちかという、ほかの市町村に転居してしまう方、亡くなられる方とか、そういう本当に払えない方について、不納欠損という処理をさせていただいている状況になってございます。

あとは、こちらに書いているような今のうちの現状と、途中までになりました、こちらに書いているようなことで、先ほど事務局のほうからもありましたように、議会の議決も得ているということで、それを踏まえて質問をしていただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

○d委員 ありがとうございます。ご質問はありますか。

○a委員 今のお話聞いていると、何でこれを市民参加の手法を取り入れたことで実施されたのかというのが、今一つ、かえってわからなくなつたということです。

私の質問のほうで、消費者基本計画だとか公共料金に関係する建議だとか、そういうような中では、公聴会や審議会等で、いわゆる消費者の意見をなるべく聞くようにという決定が政府段階ではされていると思うのですけれども、その辺はどういうふうに。やったけれど

も、余り参加がなかったのですね。いろんな角度から聞いて、議会には説明して、議会では議決されたという話だけれども、消費者からというか、本当の利用者のほうから聞くという意見を反映させるという点では、十分ではなかったのかなど。その点でそういうふうに質問したら、市民参加を行うことができるということと、審議会に諮りましたというのは、答えになっていないのではないかなど。その辺、もうちょっと補足して説明いただければと思います。

○上下水道課 公共料金というのは非常に市民生活に密着しているものだから、どんどん発信していきなさいよということは、非常にわかります。ですから、別に条例に書いてあるから、やってもやらなくてもいいから、やらなくていいとは思っておりません。なるべくだったら、どんどんやったほうがいいというふうに考えております。

ただ、私たち職員がいろいろな場に出ていって、説明をしなければわかっていただけないと思うのですけれども、いかんせん、料金が上がって見ないと関心を持たないような方もいらっしゃるのかな。ある議員さんなどに、今の私が説明したようなやつを熱弁して説明をすると、自分はどここの区域の水を飲んでいいのかわからない方もいらっしゃいました。ほかに、窓口にいろいろな方が来られたり、同じ状況で、それは私どもの説明の仕方が悪いのかなとは思っているのですけれども、実際に私どものこの経営状態をずっと続けてきた諸先輩の努力というのを考えると、ここで料金を上げないでいくことというのは思いました。

○f委員 普通の料金改定だったらそれでいいと思うのですけれども、市営水道料金については、35%というとんでもない逆ざやなのです。だから、並の話ではなくて、35%上げるといったらとんでもない話になるし、それをほっといたら、また雪だるま式に後に送られてしまいます。これを課長さんのご判断で実施されたというのは、確かに英断だと思うのですけれども、私が質問した説明会というのは、そうではなくて、これは35%の逆ざや状態になっているということをこれまでの課長さんの前任の課長さん、あるいはその前任の課長さん、何でそういうことを市営水道利用地区の方に知らせなかったのかなど。いきなりここに来て、35%逆ざやで、審議会の委員さんの意見を見たら、35%上げるべきだという意見も出ていたのです。ただ、それをやらないと、後に持っていったら、もっと上げなくてはいけないというとんでもない事態があるから、35%上げた方がいいという委員さんもいたわけですよ。

説明会を実施されたということですが、私どもが対象としている期間というのは、平成30年度です。4番でご説明いただいたのは、平成31年度ですよ。ですから、私の質問したことではなくて、つまり対象期間中には説明会をされていなかったということです。だから、何でそれまでに説明会を、何代も前の課長さんからさかのぼって1回もされなかったのか。それがあから、審議会の委員の募集に、市営水道利用者の方が1人も手を挙げなかったのは、問題を知らなかったから手を挙げようがなかったのではなかと思うのです。

それと、この会議が半年、3回で十分だとおっしゃったのですけれども、課長さんの問題認識として、35%逆ざやが起きているから、それを一定の間で埋めないといけない。今、埋めれば35%だけれども、35%に上げないで段階的に上げていったら、最後、もっと上げないといけないという、それをこの3回の審議会で検討されていって、3回目で15%上げることが決まっているのですけれども、3回目の議事録を見ても、10%、20%、あるいはいろいろな意見が割れていて、最後に会長さんが15%でと言われて全員同意となる。もともと

は、35%まで上げる、あるいはもっと上げなくてはいけないという根本的な逆ざやの解決をしようという会議だったのではないのでしょうか。それが結論としたら、当座5年間で15%上げると。それから先はまた考えましょうということで、これは果たして、課長さんが意図していたところで終わっているのか。

○d委員 推進会議は、市民参加の実施、方法の評価という場所でございます。したがって、おもしろいのですけれども、その辺の区分けは我々もできかねるところがあるかと思いません。

○f委員 ですが、当事業自体が料金改定そのものですからね。

○e委員 料金改定を市民参加でやるということに関しては、私は大変評価しています。

3. 産業振興課 商業施設等誘致促進条例の制定

○産業振興課 まず、私のほうから説明させていただきます。

質問に書いてあるお答えしたことが全てなのですけれども、基本的にこの条例をつくるに至った経緯とか背景とか、そうしたことを概要的な部分で私のほうからお話ししていきたいと思えます。

○産業振興課 白井市の現状なのですけれども、今、社会背景としまして少子高齢化時代というところでありまして、少子高齢化時代というのは一つでくくられるのですが、実は、少子化と高齢化というのは別の問題があって、少子化はただ人口が減っていく、つまり、人口が減っていくということは、経済的に物が売れなくなって縮小していくということ。高齢化については、どんどん市を支える税収が、納税していただく方というよりは、サービスがどんどんカバーしていかなければならない分が増えていくことと二つの問題が絡んでいて、そうしたことを市としては解決しなければいけないという状況におかれています。

白井市のほうは、それを解決するには何か。やはり新しい企業であったり、商業施設であったり、そうしたことを誘致して、若い人が住みやすい町、子育てしやすい町、にぎわいを持たせたい、そこでもって地域の活性化、税収の確保、雇用の拡大ということを図った中で、地域を好循環させたいということを常々考えているのですけれども。

しかしながら、誘致しようとしても、市はなかなか財政的にも厳しい。土地がないというところがあって、あるように見えるのですけれども、実はその土地は生産緑地であったり、事業地であったり、個人所有者がいたりとかあって、なかなか利用できない土地であったりとか、すごく縛られた状況になっています。

ここに、開発であったり、商業施設、物流施設、物販施設を呼び込むには、市だけは限界があって、やはりこれは民間活力を使っていかなければいけないというところがありまして、都市計画部門のほうで、都市マスタープランに公益的施設誘導地区というものを都市政策部門で位置づけています。

ここが白井市内に2カ所あるのですけれども、ここについては、都市政策のほうで、本来、調整区域なのですけれども、このままでは市が先細っていくだけなので、規制を緩めて調整基準というものをつくりまして、開発できるエリアにしてあります。そういったものは、誰でも簡単にできるというわけではなくて、やはり地区の合意形成であったりとか、地区計画の提案というものを開発事業者が行って、それが都市計画審議会のほうで都市計画決定、地区計画決定がされたら、その開発事業者がそのエリアを開発してもいい、そういう

商業施設、物流施設であれば、地域にもなじむし、活性化していくし、いいよということで、そこで都市計画を審議会の中で地区計画の決定をされた事業のみ開発ができることに今、なっています。

ただ、そうはいつでも、それだけではなかなか民間の開発事業者というのは、調整区域には来てもらえなくて、なぜ調整区域の開発が難しいかという、規制された区域であることはもちろん、市街化区域とかのように、下水道や道路がない地区です。そこを開発するには、物すごい開発事業者というのはコストが必要になります。規制誘導をかけて基準を緩めても、これプラスアルファの市の施策がないと、なかなか開発事業者というものは出てきてくれませんし、誘致促進がかけられないので、これと合わせて、都市計画審議会のほうで、やはりインセンティブ的なものが必要だよ、待っているだけはだめだよというところがあって、何か市のほうで制度が必要ということで話し合われています。

それを受けて、産業振興部門と連携して、ではどうしたら誘致が進むだろうというところで、補助金であったり、奨励金であったり、いろんな方法があるのですが、なかなか市が財政非常に厳しいところがあって、であれば、今、企業立地奨励金制度というものがあるのですが、そちらのほうは、立地した企業に対して、固定資産税相当額2分の1を5年間程度、奨励金として交付して支援する制度になっているのですが、固定資産税相当額であれば、それが限度額にもなりますし、年数の縛りを入れれば、その後は市にしても固定資産税が入ってくるというところと、商業施設の立地促進であったり、それはひいては税収の確保、地域雇用の拡大、にぎわいということにももたらすというところで、その奨励金制度というものを市で創設していくことになりました。これが平成30年度です。

平成30年度中に、その条例について制度設計して、産業振興課には産業振興条例というものがあまして、こちらの条例には、産業振興ネットワーク会議というものがあまして、質問にもございましたけれども、審議会のようなもので、こちらまで意見をいただきながら、固定資産税相当額も5年間にするとか、3年間にするとか、いろいろな議論あったのですが、厳しい財政を踏まえて、3年程度でなんとか支援していこうと。調整区域の開発なので、開発事業者は下水道設備、水道や道路といった開発行為に伴う都市インフラ整備を行うので、市は奨励金制度として、3年間の固定資産税相当額を奨励して支援するよという制度をつくったものがこれになります。

市民参加の手法について、かなり急ぎ足ではないかというご意見もあったのですが、29年度の都市計画審議会の中からスタートしていて、施行まで2年半、3年かけているので、それなりにプロセスとしては踏まえてやってきたところかなと思っています。また、最初は市民参加の手法をとるという部分では、ネットワーク会議の意見の中でということもあったのですが、それでは不足というところもあって、例えば、市の各センターであったり、ホームページであったりとかという通常、市で行うパブリックコメントの手法をとらせていただいて意見をいただきましたが、結果的にはなかったということにはなりません。これがよかったのか悪かったのか、短かったのではないかというご意見はあろうかと思うのですが、一応、市民の意見も聞いた中で、これはあくまでもインセンティブ条例ということがあるので、市民の方に義務や権利を課すというものであれば、もっと慎重にいろいろと市民の方に聞いていかなければならないというところはあるのですが、事業者へのインセンティブというところで、こうしたところを制度設計して、創設し、地域を活

性化していきますよということで意見を伺ったものとなります。説明については、簡単ですが以上になります。

○c委員 私、使い慣れない自己評価は、なんて書いていますけれども、パブリックコメントを募集して、多くはなかったときに、それをどのように受けとめられたのかなと思いました。そのところをお聞きしたいと思います。かたいものではなく、どんなふうな感じかなと。そんなところですよ。

○産業振興課 意見がなかったというところを考え、評価については、大方受け入れられたのかなという見方もできますし、ただ一方では、まだまだ周知が足りなくて、知らない人も多いのではないかとという意見も多々あろうかとは思っています。

○f委員 市民参加の手法としての産業振興ネットワーク会議で議論とパブコメを実施されたというのですけれども、会議録が、見ようとしてもないので。情報公開コーナーに行ってみたのですけれども、産業振興ネットワークの会議録を見られなかったし、ホームページにもないので。あと、パブコメも意見ゼロなのですから、どういうパブコメをされたのかなと思って、ホームページ見たのですけれども、もうないので。

ですから、我々としたら、一体どういうことをされたのかというのが見えない状態なので、そこはしっかり公開いただきたいなと思いました。

○g委員 白井市で、少なくとも、これ条例を制定しようというわけですよ。もうしているのだらうと思えますけれども。これは審議会なくして、条例を制定したという事例、何かありますか。

○産業振興課 産業振興課としては、それはなかったというふうに理解しています。平成25年のときに、まず、産業振興条例、今回の条例商業施設誘致促進条例。その前に、企業立地促進条例というものをつくってきているのですけれども、過去に条例つくるのに、策定部会や策定委員会のようなものはつくってはやってきています。

○g委員 同じことを市民活動支援課のほうにお聞きしたいのですけれども、少なくとも、白井の中で条例というのは、最も基本となる。それを審議会の審議を経ずしてできるのでしょうか。それから、どなたかから聞いたのですけれども、そもそも審議会をつくるためには、市長からの諮問がないとできないと。そういうことになっているのでしょうか。

○事務局 条例ができるまでの内容になってくるということなのですが、そちらについては、今、お話があった企業立地促進条例は、今回の商業のほうの施設の条例とほぼ似ているような内容なのですが、これは委員会、審議会にはかけていない条例になっていました。

あとは、例えば、税条例なども審議会とかそういったところにかけて、市が何か条例改正をしてみた、あるいは国から来たもので動いていたりというところがあるので、そういったことをやっていないので、条例のどういったものをつくるのかというようなところによって、委員会、審議会を設置したり、中には設置しないで、市が議会にそのまま付議して、それで決定をしてもらおうとかいうようなことになっているのだと思います。

○g委員 国の法令に基づいて行う事業であれば、審議会なくてもよろしいと思うのですけれども、少なくともこういう独自にやるような行政については、審議会を設けなくてやるというのは、どうかと思うのです。

ここに書いてあるように、こういう産業振興条例があるのであれば、その中で処理はできないのかしら。

○産業振興課 これは、産業振興条例の中でのプロセスを踏んでいて、産業振興条例の中にネットワーク会議等が設置されていて、それで諮問ができる、諮問を受けてそれに対して、調査、審議する機関なので、これは完全に審議会と同じような機能を有するもので。そういうものがなければ、多分、策定部会とかそういうものをつくっていく必要があったかとは思いますが、今回、都市計画審議会等でも議論がなされ、なおかつ、産業振興条例の中でこのような附属機関があるので、この中で意見をいただいたということで進んでいったというのが、今回の条例の制定になっています。

○g委員 わかりました。ほかの方も意見があると思うので、最後に一つだけ。

この審議会そのものは、目的そのものが推進ですから、当然、推進の形なのはわかっているのですが、担当課のコメントの中に、市民に直接義務を課す案件ではない、こう言っているのですが、そればかりではないでしょう。そういう特定な地域をつくるということは、環境問題ですとかいろいろあって、そもそも原資は税金の中にも一部も流れていくわけですから、メンバー全体が、このネットワークというのは、全員が推進派でしょう。

○産業振興課 ネットワーク会議の委員の中には、農業政策、農業関係者もいますので、必ずしも推進に値する委員ばかりではないというふうな形になっております。

○g委員 いろいろと環境問題を初めとして交通問題とか、いろいろと問題があるわけですから、そういう点からの検討も必要だろうと思うのですが、市民に直接義務を設けるわけではないからというようなことは、これはちょっと言い過ぎではないかなと思っていますので。

○f委員 非常にこの条例が急ピッチでできたなという感じがします。10月のパブコメと産業ネットワーク振興会議への諮問ですか。あと、4月1日にこの条例が成立しているのですが、当条例の対象になるところが、5月1日には現れている。

さらに見てみたら、4月5日には対象企業さんが大規模小売店舗の届け出をしている。ということは、その前には開発行為も必要なので、もう先に進出が決まっている。誘致条例によって誘致して、来ていただいて奨励金というのが趣旨だったと思うのですが、そうではなくて、もう進出が決まっていた企業さんに、後づけで制度ができて、奨励金を出すように見えてしまうのですが、この辺りはどうなのでしょう。

○産業振興課 確かに、今回はタイムリーに進んではいるのですが、これ、29年度に基準が都市計画で初めてできたことによって、開発が起こってきたことなので、その時点では、何かインセンティブ条例が必要だねといった議論をいただいていた中で、そういった形で一事業者がたまたま開発行為を検討してくださったということなので、計画の決定は、確かに言われたとおりの流れには見えてしまうのですが、たまたまそれはほぼ同時のタイミングであったということなのです。

(2) 平成30年度市民参加の実施状況調査に対する総合的評価について

5. 企画政策課 第5次総合計画後期基本計画の策定

○d委員 二つ目の議題総合評価でございます。4番目まで終わっていますので、5番、6番、7番について総合評価。

では、私の質問は、公益団体はどんな方なのかなということですが。

それから、審議会については、公募委員の割合、会議の時間帯についてのコメント、それ

から、アンケートについては、事前周知の方法が不十分ではないかということでございます。

○e委員 総合計画つくるときに、例えば、人口動態調査とか、さらには財政力指数だとか、決算統計書だとか、そうした計画に必要な資料を公開して初めて市民参加というのが成り立つので、こういった資料をきちんと帳票に書いておくべきではないかと思います。

○f委員 担当課さん、調査票のところに書いてあるのですけれども、計画策定に着手したところであり、評価する時期にないと書いてありますね、自己評価が。だから、まさにそのとおりで、評価する時期に来ていないのではないかと。これが、31年1月4日に事業開始ですから、対象期間というのが3カ月しかないのです。だから、これを評価対象にする必要があるのかなというふうに思います。

あと、公募委員の公募が16名あったのですね。だけど、これを16名もあったのに、無作為抽出の方を優先して、結果的には16名あった方から、公募委員の方が3名しか選ばれていない。だから、こういった場合には、基本的な問題に立ち返るのですけれども、自発的に手を挙げてこられた公募委員さんを優先して、無作為抽出委員さんはゼロとするか、もっと数を減らしてもいいのではないかと思います。

それとあと、審議会が1回も開催されていないのに、アンケートは実施されているのです。これ普通は、審議会でもアンケートをどうしましょうかということでも検討してから、アンケートは実施するということだと思うのですけれども、この辺がよくわからなかったもので、これは後期基本計画策定と書いてあるので、これ、ひょっとしたら、前期基本計画策定のところで、前の期にお決めになったのかなと思ったのですけれども、説明がないのでよくわかりませんでした。

○b委員 公募委員の件については、私もそれ疑問に思って。手を挙げるというのは、関心度が高くて意見を持った人だと思うのですけれども、その人が16人もいたのに、無作為抽出のほうからの変更はしないのかな、どうなのかなというところを私は聞いてみたいなと思っていました。

○g委員 これ、まだやっていないわけで、後期ですから。今後の予定として、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート調査などを実施すると。これはいずれも市民の意向を反映させようということですから、私は、これは大変高く評価しています。今の時点では。

○a委員 この時点で評価とか何かコメントするのはどうなのかなという感じも持っていました。ただ、これを担当しているところは、一番こういう市民参加などがある意味わかっているところで、前回、前期計画のときも、相当きめ細かくいろいろやっているの、その辺は実施されるのではないかと。思って。

○c委員 公募委員の応募者が多かったということで、関心を持っている人が多いのだなというふうに思いました。あと、今回、複数の手法を実施あるいは計画予定とありますので、大いに期待しております。以上です。

6. 市民活動支援課 西白井地区コミュニティ施設整備事業

○c委員 市民参加の手法が多くとられているので、それはとてもいいと思っております。それから、住民説明会の周知日と開催日が近いのです。1週間か10日しかないのです。もっ

と前に周知するといいいのかなと思いました。以上です。

○g委員 段取りとしては、手順を踏んでおりまして、かなり丁寧な議論が進められたのだろうと思います。その点では、私は評価したいと思います。

ただ何度か、たまたま課長さんが担当なので申しわけないのですが、専門委員がないというか、最初に決まった委員の方が、ずっと最後までやっているのですよね。構想の段階から、基本設計、施工とちゃんとフェーズがどんどん上に上がるのですけれども、人は変わっていない。これは問題だなと思っております。

○b委員 私も、皆さんが言っていた中であつたと思いますけれども、施設を建てるときの専門家の方々と、それから、今度でき上がって、運営のほうのアドバイザーが今度は必要なのではないかなと、会議の中に。そういう人たちがきちっと入ってこない、片手落ちの会議になってくのではないかなというふうに思いました。

住民説明会が、最後のパブコメのときだけあつたのですけれども、建設準備する段階で、その住民の意見を吸い取る意味で、あつたほうがよかったのではないかなというふうにも思いました。

あと、委員が施設を利用する立場ということで、半数女性がいてもいいのではないかなというふうに思っています。以上です。

○事務局 確かに、女性の割合は少ないのですけれども、建設準備委員会のメンバーさんもそうなのですけれども、利用している方々というところを人数の割合からすると、相当多く入っております。ですので、利用者の感覚で施設建設の内容を考えたといったところでは、さまざまな意見は反映されていると思っております。

○f委員 前回の答申で、②と書いてあるところに、市民に対する情報提供、施設の整備状況についての情報提供が必要となるというふうな意見を出しているのですけれども、それに対しての30年度中の市民に対する情報提供はどうだったのかなというのは、わからなかった。できてから後、今月の広報しろいに、できましたということで1面に写真入りで出ていて、それで拝見したのですけれども、それになるのですかね。

○事務局 はい。情報提供は、例えば、パブコメをやったりするときですとか、それからあとは、基本設計、実施設計ですかね。要所では、情報提供は行ってきております。

○f委員 一般的な市役所の各課の対応なのですけれども、審議会が設置されている場合、パブコメが実施されたら、パブコメ意見に、どう対応しようという素案は、審議会に諮ってから公表されるというルールになっているのですね。

○事務局 はい、そのとおりです。

○e委員 2点ばかりあるのですけれども、1点は、この地域のコミュニティ施設というのは、災害時の一時避難場所ですね。そうすると、防災の専門家とか消防とか警察の担当者が入ってもよかったのではないかなという気がしています。避難場所の対応ができるように、例えば、押し入れとか床下に収納庫をつくり、毛布とか水とか災害時に必要な備蓄品などを提言できる専門家が入っていない。

二つ目は、地元の人を多く入るべきではないか。コミュニティ施設は、地元の人が多く使うので、地元の高齢者とか女性を中心にに入れるべきではないかという気がしました。

7. 子育て支援課 第2期白井市子ども・子育て支援事業計画策定事業

○c委員 お聞きしたいことは、審議委員会、学識経験者の方が入っていない。それから、公益団体はどんな団体ですかというのをお聞きしたかったです。会議録は、3点で、情報公開コーナー、図書館にも置いてほしいなと思って。ホームページを見られる方がどのくらいいるのかわからないですけれども。以上です。

○g委員 今、c委員がおっしゃられたとおりのですけれども、学識経験者は必要ではないかと思うのです。

それから、公益団体とは、こういうものに公益団体があるのかどうかわからないのですけれども、どういう団体なのかなというのが二つ目です。

三つ目は、会議の開催、それから会議録の公表、アンケートの公表をホームページで行っているのですね。これは、今の若いお母様方はパソコンを非常によく使われているのでしようけれども、市民に広く知らせるということであれば、ほかの媒体も使うべきであろうと思います。パソコンに強いのはママさんだけではないと思うので、その辺も、ほかの媒体も活用すべきであるということです。

それから、児童生徒の生活実態であれば、これは学校教育の一環として調査をしたほうがよかったのではないのでしょうか。特に、お子さんによっては、生活、貧困家庭があつたりなんかして、こういうところに、ずばり質問するようなことがあるのか、ないのかと。少し注意して、アンケート調査なり、いろいろな調査をなされたほうがいいのではないかという感触を持っています。以上です。

○b委員 まず、この委員会自体、平日の日中に参加できる方というので募集をかけているのですけれども、今、子育てしている世代は、ほぼ働いているお父さん、お母さんが多くて、そういう人たちの子供を安全に育てるために子育て支援が必要だと思うのですけれども、その人たちが会議に参加できない状況、条件を出しているということ自体が、ずれているのではないかというふうに私には思えます。なので、もうちょっと働く人たちの参加しやすい、要は、会議に参加できるような条件を整えてあげることが必要なのではないかというふうに思いました。

それと、アンケートが学校を通じてとか、案外、身近なところで確実に返事が来るような方法をとっているので、郵送という形ではなく、例えば、学校で配付したりなんかしているから、もう少し下の世代の幼稚園とか保育園の子育てしている世帯も、そういうところを通じてできたら、もっと就学前の子供たちを育てている人たちの意見も確実に吸い取ることができたのではないかというふうには思いました。以上。

○f委員 そこに書いたとおりで、これが子育て支援事業ということですから、子育て世代の女性をもっと公募委員さんとして起用できなかったのかなという。確かに子育て世代の方は子供さん抱えていて、こういった会議に出てくる時間がとれないのかわからないのですけれども、一番切実な悩みを抱えているそういったお母さん方を委員さんにうまく工夫して取り込めなかったのかなという気がします。

あと、会議の結果というものが、インターネット、ホームページでしか見ることができないですね。これは考え直してほしいと思います。

それから、それ以外に、この公募委員の募集、周知とか、その会議の事前周知とかも必須と言われている3カ所のところで欠けているところが結構あるので、基本的なことをきち

んとやっていただきたい。アンケートを、5,000件も出しているのですよね。これについて、広報しろいでも事前周知がされていません。これだけお金かけたアンケートをやるのであれば、広報しろいで事前周知をするのが当然ではないのかなと思いました。

○e委員 女性が多く参加したのが、よかったと思っています。それから、いじめとか虐待が最近いろいろなところで問題になっていますので、これの専門家が入っていないというのが気になります。

あと、審議会の設置のこと、事前周知のことは、基準、水準に基づいてなのかなということも記入させていただきました。

○d委員 以上で、7番中の7番まで総合評価のおさらいをしましたということになります。

また、今回から継続事業についても質問の欄を設けました。ご相談なのですけれども、せっかく質問が出ているので、担当課さんに回答いただいた上で、総合評価のまとめにしたらいかがでしょうか。

○e委員 賛成。

○事務局 そうですね。ただ、もともとこの質問、担当課ヒアリングもそうなのですけれども、調書で読み取れない部分とか、疑問というのを解消して、適切な評価をしていくというのが目的だと思いますので、今回、いろいろなご意見いただいているのですけれども、あくまで市民参加という視点で、評価に関する部分のところの質問だけ、またこちらで拾って、各課に投げてというふうな形にしたいと思います。

○d委員 そこはぜひ整理してください。

○事務局 ただ、皆さんからは貴重なご意見いただいていますので、ご意見については、各課に情報共有いたしますので、そこはよろしくをお願いします。

○d委員 いつも言っていますけれども、個人の意見です。では、継続事業についての質問事項については、もう一度整理するということにします。

○事務局 終わり間際であれなのですけれども。無作為抽出の話が幾つか出ていたのですけれども、こちらは皆さんもよくご存じのとおり、市政に参画してくださる市民の方々の偏りをなくすというか、広くいろいろな人に参画いただくということでスタートさせていただいてまして、ご指摘のあったとおり、無作為は、例えば4人募集しますといった場合は、そのうち2人が公募で募集して、残り2名が無作為からという形になっているのですけれども、確かに、手を挙げてくださった人の中には、過去、市政とかに参加したことがない人もいらっしゃると思うので、そこら辺は考慮して、こちらの制度でもありますので検討していきたいと思います。どういうふうに扱っていくかというところをですね。

○d委員 せっかく無作為抽出名簿の制度をつくったのですから。もう一つは、意見出ましたけれども、せっかく手挙げている公募の人もいるのだからというのもあります。それは行政の判断だと思いますけれども、今の状態で行くと、無作為は固定化、それから、公募のほうは何回もやっている人もいるかもしれないけれども、流動的な話ということになる。無作為抽出の人たちを補強していくということは考えていないのですか。

○事務局 今、既に本格稼働ということをやっているものについては、3年間ということをやって、もう今、募集が終わって、今、既にそれで運用が始まっているところなので、またその次の段階で、そのところの補強策も考えながらというところかなとは思っております。

○f委員 ヒアリングの冒頭であったのですが、公開指針と公表指針と、それと市民参加条例、あるいは評価基準とか、合致していないという事例がありますよね。だから、それが公開指針以外にも、同じような庁内規定があって、それと我々の市民参加条例とか評価基準と齟齬しているものがあれば、それを直しておかないと各課さんに失礼なので、その辺のチェックを、一つは公開指針でそういった例が出てきたので、チェックいただけないかと思ったのです。

○d委員 それは、次あたりの提言とかの課題として。僕は前から申し上げていますが、条例があって、逐条解説、それで基準、水準があります。だから、それらは、とにかく一体でなければならぬと思っています。

○f委員 それのつながりですが、調査票を改善いただいたのですが、やっぱりこの調査票だけ見ても、わからないのですよね。きょう、上下水道課長さんも図を持ってきて説明されたのですが、この事業は一体何が目的か、各事業ごとに簡単な資料、それ1枚、調査票につけていただければ、どういう事業なのかというのが我々、わかると思うのです。

○d委員 それも次あたりのまとめに入るから、その中の課題に入れておいてください。